

# 法人税法 直前講義 税制改正編 1

本年度の法人税法の改正は、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等を行い、経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等を行うための税制上の措置が講じられています。

この資料では、平成31年度本試験に関係する税制改正について学習します。

## 1 改正の概要

平成31年度（第69回）本試験に関係する法人税に関する税制改正は、主に次の項目について行われています。なお、これらの改正は、原則として平成31年4月1日以後（又は平成31年4月1日以後終了事業年度）について適用されます。

### 1. 試験研究費の特別控除（措法42の4）

オープンイノベーション型について、大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託研究等を対象に追加するとともに、控除上限を法人税額の10%（改正前：5%）に引き上げることとされました。

また、一定の研究開発型ベンチャー企業との共同研究・委託研究に係る税額控除率については、25%とされました。

総額型について、増加インセンティブの強化の観点から控除率を見直すとともに、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限を法人税額の40%（改正前：25%）に引き上げることとされました。

さらに、高い水準の研究開発投資を行っている企業について、総額型の控除率を割増しする措置を講じたうえで、高水準型を総額型に統合することとされました。

### 2. 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（措法42の12の3）

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けることを適用要件に加え、その適用期限を2年延長することとされました。

### 3. 中小企業者等の判定（措令27条の4⑫、27条の6①）

中小企業者等の判定において、大規模法人に次の法人を加えるとともに、その判定対象となる法人の発行済株式又は出資からその有する自己の株式又は出資を除外することとされました。

- (1) 大法人の100%子法人
- (2) 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人

### 4. 仮想通貨の評価方法等（法61）

法人税における仮想通貨の評価方法等について、次のとおり時価法を導入する等の措置を講ずることとされました。

- (1) 法人が事業年度末に有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨については、時価評価により評価損益を計上することとされました。
- (2) 法人が仮想通貨の譲渡をした場合の譲渡損益については、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に計上することとされました。
- (3) 仮想通貨の譲渡に係る原価の額を計算する場合における一単位当たりの帳簿価額の算出方法を移動平均法又は総平均法による原価法とし、法定算出方法を移動平均法による原価法とするとされました。
- (4) 法人が事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等については、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上するとされました。

### 5. その他

- (1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業向け投資促進税制（中小企業者等の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除）の延長等を行うこととされました。
- (2) 公益法人等である一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算について、対象となる法人を公益法人等全般としたうえ、公益法人等が協同組合等に移行する場合についても対象とするとされました。

また、普通法人又は協同組合等である一般社団法人若しくは一般財団法人、医療法人又は生産森林組合が公益法人等に移行する場合に解散及び設立があったものとする措置について、対象となる法人を普通法人又は協同組合等全般とするとされました。

## 2 試験研究費の特別控除（措法42の4）

### 1. 試験研究費の総額に係る税額控除（措法42の4①）

総額制度に係る税額控除割合の計算が次のとおりの改正となりました。

- ① 増減試験研究費割合が **8%** 超  
 $9.9\% + (\text{その割合} - 8\%) \times 0.3$ （小数点以下3位未満切捨、最高14%）
- ② 増減試験研究費割合が **8%** 以下  
 $9.9\% - (8\% - \text{その割合}) \times 0.175$ （小数点以下3位未満切捨、最低6%）

#### 〈計算パターン（総額制度）〉

改正前	改正後
<p>(1) 判定            所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、イ継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること、ロ国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること、の要件のいずれかに該当すること</p> <p>(2) 総額制度に係る税額控除割合</p> <p>① 当期試験研究費</p> <p>② 比較試験研究費</p> <p>③ 増減試験研究費</p> <p>④ 増減試験研究費割合</p> <p>⑤ 税額控除割合</p> <p>イ 増減試験研究費割合が5%超  <math>9\% + (④ - 5\%) \times 0.3</math>            （小数点以下3位未満切捨、最高14%）</p> <p>ロ 増減試験研究費割合が5%以下  <math>9\% - (5\% - ④) \times 0.1</math>            （小数点以下3位未満切捨、最低6%）</p> <p>(3) 支出基準額            当期試験研究費の額（特別試験研究費を控除）            ×総額制度に係る税額控除割合</p> <p>(4) 税額基準額            当期の法人税額×25%</p> <p>(5) 特別控除額            (3)と(4)のいずれか少ない方</p>	<p>(1) 判定            所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、イ継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること、ロ国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること、の要件のいずれかに該当すること</p> <p>(2) 総額制度に係る税額控除割合</p> <p>① 当期試験研究費</p> <p>② 比較試験研究費</p> <p>③ 増減試験研究費</p> <p>④ 増減試験研究費割合</p> <p>⑤ 税額控除割合</p> <p>イ 増減試験研究費割合が<b>8%</b>超  <math>9.9\% + (④ - 8\%) \times 0.3</math>            （小数点以下3位未満切捨、最高14%）</p> <p>ロ 増減試験研究費割合が<b>8%</b>以下  <math>9.9\% - (8\% - ④) \times 0.175</math>            （小数点以下3位未満切捨、最低6%）</p> <p>(3) 支出基準額            当期試験研究費の額（特別試験研究費を控除）            ×総額制度に係る税額控除割合</p> <p>(4) 税額基準額            当期の法人税額×25%</p> <p>(5) 特別控除額            (3)と(4)のいずれか少ない方</p>

## 2. 中小企業者等の場合

中小企業者等制度に係る税額控除割合の計算が次のとおりの改正となりました。

- ① 増減試験研究費割合が **8%** 超  
 $12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$  (小数点以下3位未満切捨、最高17%)
- ② 増減試験研究費割合が **8%** 以下  
 12%

### 〈計算パターン (中小企業者等制度)〉

改正前	改正後
(1) 中小企業者等制度に係る税額控除割合 ① 当期試験研究費 ② 比較試験研究費 ③ 増減試験研究費 ④ 増減試験研究費割合 ⑤ 税額控除割合 イ 増減試験研究費割合が5%超 $12\% + (\text{④} - 5\%) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨、最高17%) ロ 増減試験研究費割合が5%以下 12%	(1) 中小企業者等制度に係る税額控除割合 ① 当期試験研究費 ② 比較試験研究費 ③ 増減試験研究費 ④ 増減試験研究費割合 ⑤ 税額控除割合 イ 増減試験研究費割合が <b>8%</b> 超 $12\% + (\text{④} - 8\%) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨、最高17%) ロ 増減試験研究費割合が <b>8%</b> 以下 12%
(2) 支出基準額 当期試験研究費の額 (特別試験研究費を控除) $\times$ 中小企業者等の特例制度に係る税額控除割合	(2) 支出基準額 当期試験研究費の額 (特別試験研究費を控除) $\times$ 中小企業者等の特例制度に係る税額控除割合
(3) 税額基準額 当期の法人税額 $\times$ 25% (又は 35%)	(3) 税額基準額 当期の法人税額 $\times$ 25% (又は 35%)
(4) 特別控除額 (2)と(3)のいずれか少ない方	(4) 特別控除額 (2)と(3)のいずれか少ない方

### 3. 特別試験研究費の額に係る税額控除制度

特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、控除税額の上限を当期の法人税額の10%（改正前：5%）に引き上げるとともに、対象となる特別試験研究費の額に、次の要件を満たす企業間の委託研究に要する費用の額を加え、その税額控除率を研究開発型ベンチャー企業<sup>\*01</sup>との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への一定の委託研究については25%、そのほかのものは20%とすることとされました。

- ① 受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること。
- ② 委託に係る委任契約等<sup>\*02</sup>において、その委託して行う試験研究の目的とする成果をその委託に係る委任契約等に基づき委託法人が取得するものとされていること。
- ③ 次のいずれかを満たすこと。
  - イ 委託試験研究が委託法人の基礎研究又は応用研究であること。
  - ロ 委託試験研究が受託者の知的財産権等を利用するものであること。
- ④ 委託に係る委任契約等において、その委託に係る試験研究が委託法人の工業化研究に該当するものでない旨又は受託者の知的財産権等を利用するものである旨その他一定の事項が定められていること。

<sup>\*01</sup> 産業競争力強化法の新事業開拓事業者でその発行する株式の全部又は一部が同法の認定ベンチャーファンドの組合財産であるものその他これに準ずるものをいいます。

<sup>\*02</sup> 契約又は協定で、委任又は準委任の契約その他これに準ずるものに該当するものをいいます。

特別研究税額 控除限度額	① その事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額のうち <u>特別試験研究機関等と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究</u> に係る試験研究費の額の30%相当額
	② その事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額のうち <u>他の者と共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であって、革新的なものに係る試験研究費の額として一定の金額の25%相当額</u>
	③ その事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額のうち①及び②の試験研究費の額以外の試験研究費の額の20%相当額

#### 〈計算パターン（特別試験研究費制度）〉

改正前	改正後
① 支出基準額 当期の上記箱図①×30%+当期の上記箱図②×20%	① 支出基準額 当期の上記箱図①×30%+当期の上記箱図②×25%+当期の上記箱図③×20%
② 税額基準額 当期の法人税額×5%	② 税額基準額 当期の法人税額×10%
③ 特別控除額 ①と②のいずれか少ない方	③ 特別控除額 ①と②のいずれか少ない方

#### 4. 高水準制度（措法42の4③⑥）

青色申告法人が、次の場合には、税額控除割合に一定の割合 {原則の税額控除割合×(試験研究費割合－10%)×0.5 (10%上限) } を加算することとされています。

当期の試験研究費の額が、平均売上金額の10%相当額を超える支出水準である場合

また、税額基準額の計算上、調整前法人税額×(試験研究費割合－10%)×2 (小数点以下3位未満切捨、最高10%) を加算します (中小企業者等制度の35%の適用を受ける場合を除きます。 )。

その計算パターンは、それぞれ次のとおりとなります。

##### 〈計算パターン（総額制度）〉

(1) 判定

(2) 高水準制度の判定

① 当期試験研究費

② 平均売上金額  $\frac{\text{当期以前4年間の売上金額の合計額}}{4}$

③ 試験研究費割合  $\frac{\text{当期の試験研究費の額}}{\text{平均売上金額}}$

④ 判定 ③>10% ∴ 適用あり

(3) 総額制度に係る税額控除割合

① 当期試験研究費

② 比較試験研究費

③ 増減試験研究費

④ 増減試験研究費割合

⑤ 税額控除割合

イ 増減試験研究費割合が8%超

① 9.9% + (④－8%) × 0.3 (端数処理なし)

② ① × (試験研究費割合－10%) × 0.5 (端数処理なし、最高10%)

③ ① + ② (小数点以下3位未満切捨、最高14%)

ロ 増減試験研究費割合が8%以下

① 9.9%－(8%－④) × 0.175 (端数処理なし、最低6%)

② ① × (試験研究費割合－10%) × 0.5 (端数処理なし、最高10%)

③ ① + ② (小数点以下3位未満切捨)

(4) 支出基準額

当期試験研究費の額 (特別試験研究費を控除) × 総額制度に係る税額控除割合

(5) 税額基準額

当期の法人税額 × 25% + 当期の法人税額 × (試験研究費割合－10%) × 2 (小数点以下3位未満切捨、最高10%)

(6) 特別控除額

(4)と(5)のいずれか少ない方

## 〈計算パターン（中小企業者等制度）〉

### (1) 高水準制度の判定

- ① 当期試験研究費
- ② 平均売上金額  $\frac{\text{当期以前4年間の売上金額の合計額}}{4}$
- ③ 試験研究費割合  $\frac{\text{当期の試験研究費の額}}{\text{平均売上金額}}$
- ④ 判定 ③ > 10% ∴ 適用あり

### (2) 中小企業者等制度に係る税額控除割合

- ① 当期試験研究費
- ② 比較試験研究費
- ③ 増減試験研究費
- ④ 増減試験研究費割合
- ⑤ 税額控除割合

イ 増減試験研究費割合が8%超

- ㊶  $12\% + (\text{④} - 8\%) \times 0.3$  (端数処理なし)
- ㊷  $\text{㊶} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$  (端数処理なし、最高10%)
- ㊸  $\text{㊶} + \text{㊷}$  (小数点以下3位未満切捨、最高17%)

ロ 増減試験研究費割合が8%以下

- ㊶ 12%
- ㊷  $\text{㊶} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$  (端数処理なし、最高10%)
- ㊸  $\text{㊶} + \text{㊷}$  (小数点以下3位未満切捨)

### (3) 支出基準額

当期試験研究費の額（特別試験研究費を控除）×中小企業者等の特例制度に係る税額控除割合

### (4) 税額基準額

- ① (2)⑤イの場合  
当期の法人税額×35%
- ② (2)⑤ロの場合  
当期の法人税額×25% + 当期の法人税額×(試験研究費割合 - 10%) × 2 (小数点以下3位未満切捨、最高10%)

### (5) 特別控除額

(3)と(4)のいずれか少ない方

# 法人税法 直前講義 税制改正編2

## 1 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(措法42の12の3)

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けることを適用要件に加えたうえ、その適用期限を2年延長することとされました。

その年2%以上の割合は、次の①の金額から②の金額を減算した金額が②の金額のうちに占める割合をいいます。

- ① 書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備を国内にあるその法人の指定事業の用に供することが見込まれる日を含む会計期間開始の日（以下「供用予定期間開始日」）からその供用予定期間開始日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む会計期間のうちいずれかの会計期間（以下「比較対象期間」）における売上高又は営業利益の額
- ② その供用予定期間開始日の前日からその比較対象期間開始の日の前日までの期間内の日を含む会計期間のうちいずれかの会計期間における売上高又は営業利益の額



## 2 中小企業者等の判定（措令27条の4、6）

中小企業者等の判定において、大規模法人に次の法人を加えるとともに、その判定対象となる法人の発行済株式又は出資からその有する自己の株式又は出資を除外することとされました。

- ① 大法人の100%子法人
- ② 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人

改正前		改正後	
<p>(1) 中小企業者等</p> <p>中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいいます。</p> <p>(2) 中小企業者の意義</p> <p>中小企業者とは、次の法人をいいます。</p>		<p>(1) 中小企業者等</p> <p>中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいいます。</p> <p>(2) 中小企業者の意義</p> <p>中小企業者とは、次の法人をいいます。</p>	
中小企業者	資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次の法人以外の法人等をいう。	中小企業者	資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次の法人以外の法人等をいう。
除外される法人	<p>(1) その発行済株式又は出資の総数又は総額の<math>\frac{1}{2}</math>以上が同一の大規模法人の所有に属している法人</p> <p>(2) (1)のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の<math>\frac{2}{3}</math>以上が複数の大規模法人の所有に属している法人</p>	除外される法人	<p>(1) その発行済株式又は出資の総数又は総額（自己株式等を除く。以下同じ。）の<math>\frac{1}{2}</math>以上が同一の大規模法人の所有に属している法人</p> <p>(2) (1)のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の<math>\frac{2}{3}</math>以上が複数の大規模法人の所有に属している法人</p>
<p>(注) 大規模法人とは、資本金の額等が1億円超の法人等です。</p>		<p>(注) 大規模法人とは、次の法人をいいます。</p> <p>① 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人</p> <p>② 資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人</p> <p>③イ 大法人との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>ロ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人（イの法人を除く。）</p> <p>※ 大法人とは次の法人をいいます。</p> <p>㊦ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人</p> <p>㊧ 保険業法の相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が千人を超える法人</p> <p>㊨ 受託法人</p>	

### 3 仮想通貨の評価方法等（法61）

法人税における仮想通貨の評価方法等について、次のとおり時価法を導入する等の措置を講ずることとされました。

- ① 法人が事業年度末に有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨については、時価評価により評価損益を計上することとされました。
- ② 法人が仮想通貨の譲渡をした場合の譲渡損益については、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に計上することとされました。
- ③ 仮想通貨の譲渡に係る原価の額を計算する場合における一単位当たりの帳簿価額の算出方法を移動平均法又は総平均法による原価法とし、法定算出方法を移動平均法による原価法とするとされました。
- ④ 法人が事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等については、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上するとされました。

※ 法人税法施行令においては、仮想通貨について、次に掲げる事項の細目を定める等の整備を行うこととされています。（法人税法施行令第12条、第118条の5～第118条の11、第123条の2関係）

- ① 取得価額
- ② 一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等
- ③ 時価法により評価する仮想通貨の範囲
- ④ 時価評価金額の計算
- ⑤ 評価益又は評価損の翌事業年度における処理等
- ⑥ 事業年度末において活発な市場が存在する仮想通貨に該当しない仮想通貨のみなし譲渡（活発な市場から活発な市場でなくなった場合の取扱いです。）
- ⑦ 未決済の仮想通貨信用取引に係るみなし決済損益額の翌事業年度における処理等

## 5-1 資産評価等

## 棚卸資産の評価

重要

**1 棚卸資産の評価方法（法29、令28①）❖**

その事業年度の損金の額に算入する金額の算定の基礎となる期末棚卸資産の価額は、次の方法のうち内国法人が選定した評価方法により評価した金額とする。

**(1) 原価法**

次のいずれかの方法によって算出した取得価額を評価額とする方法をいう。

- ① 個別法    ② 先入先出法    ③ 総平均法    ④ 移動平均法  
⑤ 最終仕入原価法    ⑥ 売価還元法

**(2) 低価法**

期末棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等ごとに、原価法評価額とその事業年度終了時の価額とのうちいずれか低い価額を評価額とする方法をいう。

**2 評価方法の選定❖****(1) 選定単位（令29①）**

行う事業の種類ごとに、かつ、一定の棚卸資産の区分ごとに選定しなければならない。

**(2) 届出（令29②）**

設立等の日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、そのよるべき評価方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

**3 法定評価方法（法29①、令31①）❖**

評価方法を選定しなかった場合又は選定した評価方法により評価しなかった場合には、最終仕入原価法により算出した取得価額による原価法とする。

#### 4 評価方法の変更

---

(1) 申請（令30①②）

評価方法を変更しようとするときは、その新たな評価方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、変更の申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 自動承認（令30⑤）

(1)の申請書の提出があった場合において、(1)の事業年度終了の日までに処分がなかったときは、同日に承認があったものとみなす。

#### 5 棚卸資産の意義（法220、令10）❖

---

商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で棚卸しをすべきものとして一定のもの（有価証券及び短期売買商品等を除く。）をいう。

## 5-2 資産評価等

## 棚卸資産の取得価額

## 1 取得価額の原則（令32①）❖

棚卸資産の取得価額は、次のそれぞれの金額とその資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額の合計額とする。

- (1) 購入した場合（デリバティブ取引によるものを除く。）  
購入代価（購入費用の額を加算した金額）
- (2) 自己が製造等した場合  
製造等のために要した原材料費、労務費及び経費の額
- (3) 交換、贈与等により取得した場合  
取得時における取得のために通常要する価額

## 2 適正な原価計算による場合（令32②）

①(2)の棚卸資産につき算定した製造等の原価の額が①(2)の金額と異なる場合において、その原価の額が適正な原価計算に基づいて算定されているときは、その原価の額を取得価額とみなす。

## 3 評価換えをした場合（令33）

次の場合には、それぞれの金額を取得価額とみなす。

- (1) 評価益の計上が認められた場合  
本来の取得価額＋評価益の益金算入額
- (2) 評価損の計上が認められた場合  
本来の取得価額－評価損の損金算入額

## 4 棚卸資産の意義（法2二十、令10）❖

商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で棚卸しをすべきものとして一定のもの（有価証券及び短期売買商品等を除く。）をいう。

## 短期売買商品等の譲渡損益

重要

### 1 譲渡損益の取扱い（法61①）✪

内国法人は、短期売買商品等の譲渡に係る譲渡利益額（(1)から(2)を控除した金額）又は譲渡損失額（(2)から(1)を控除した金額）は、その譲渡契約日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

- (1) その短期売買商品等の譲渡時の有償によるその譲渡により通常得べき対価の額
- (2) その短期売買商品等の譲渡原価の額（一単位当たりの帳簿価額×譲渡をした短期売買商品の数量）

### 2 帳簿価額の算出方法（令118の6①）

短期売買商品等の譲渡原価を計算する場合の一単位当たりの帳簿価額の算出方法は、移動平均法又は総平均法とする。

### 3 算出方法の選定

- (1) 選定単位（令118の6③）  
種類等ごとに選定しなければならない。
- (2) 届出（令118の6④）  
短期売買商品等の取得日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、そのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

### 4 法定算出方法（法61①、令118の6⑥）

一単位当たりの帳簿価額の算出方法を選定しなかった場合又は選定した算出方法により算出しなかった場合には、移動平均法により算出する。

## 5 算出方法の変更（令118の6⑤）

### (1) 申請

一単位あたりの帳簿価額の算出方法を変更しようとするときは、その新たな算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、変更の申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。

### (2) 自動承認

(1)の申請書の提出があった場合において、(1)の事業年度終了の日までに処分がなかったときは、同日に承認があったものとみなす。

## 6 短期売買商品等の意義（法61①）♣

短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として一定のもの（有価証券を除く。）及び仮想通貨をいう。

### 用語の意義

#### 短期売買商品

短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として次のもの（有価証券を除く。）等をいう。

- (1) 金、銀、白金その他の資産のうち、短期売買目的で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったもの（専担者売買商品）
- (2) 取得日において短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載したものの（(1)を除く。）

## 短期売買商品等の期末評価

重要

### 1 期末評価（法61②）❖

内国法人が事業年度終了時において有する短期売買商品等については、時価法により評価した金額をもって、期末評価額とする。

(注) 時価法とは、期末に有する短期売買商品等をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等ごとに、期末時の価額をもって期末評価額とする方法をいう。

### 2 評価損益

#### (1) 内容（法61③）❖

内国法人が事業年度終了時において有する短期売買商品等に係る評価益又は評価損は、評価益の益金不算入又は評価損の損金不算入の規定にかかわらず、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

#### (2) 翌事業年度の処理（令118の8①）❖

(1)によりその事業年度の益金の額又は損金の額に算入した金額は、その事業年度の翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入する。

### 3 取得価額（令118の5）

短期売買商品等の取得価額は、次のそれぞれの金額とする。

#### (1) 購入した場合（デリバティブ取引によるものを除く。）

購入代価（購入費用の額を加算した金額）

#### (2) 交換、贈与等により取得した場合

取得時における取得のために通常要する価額

### 4 短期売買商品等の意義（法61①）❖

短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として一定のもの（有価証券を除く。）及び仮想通貨をいう。



## 貸倒引当金

重要

## 1 個別評価

## (1) 損金算入（法52①）❖

③の内国法人が、個別評価金銭債権の損失の見込額として、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、その金額のうち個別貸倒引当金繰入限度額に達するまでの金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

（注）個別評価金銭債権とは、一定の事実が生じていることにより、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権をいう。

## (2) 繰入限度額（令96①）❖

次の一定の事実の区分に応じそれぞれの金額とする。

## ① その個別評価金銭債権が更生計画認可の決定等に基づき、弁済猶予又は賦払弁済される場合

その個別評価金銭債権のうち、その事由が生じた事業年度終了の日の翌日から5年以内に弁済される金額以外の金額

## ② その個別評価金銭債権に係る債務者につき、債務超過の状態が相当期間継続し、かつ、事業に好転の見通しが無いこと等により、その個別評価金銭債権の一部につき取立て等の見込みが無い場合

その一部に相当する金額

## ③ その個別評価金銭債権に係る債務者につき、更生手続開始の申立て等の事由が生じている場合

その個別評価金銭債権の額の50%相当額

## ④ 外国政府等に対する個別評価金銭債権につき、長期にわたる債務の履行遅滞により経済的な価値が著しく減少し、かつ、弁済を受けることが著しく困難である場合

その個別評価金銭債権の額の50%相当額

## 2 一括評価

### (1) 損金算入（法52②）❖

③の内国法人が、一括評価金銭債権の貸倒れによる損失の見込額として、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、その金額のうち一括貸倒引当金繰入限度額に達するまでの金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

(注) 一括評価金銭債権とは、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（個別評価金銭債権を除く。）をいう。

### (2) 繰入限度額（令96⑥、措法57の9①③）

$$\left[ \begin{array}{l} \text{その事業年度終了時に有する一括} \\ \text{評価金銭債権の帳簿価額の合計額} \end{array} \right] \times \text{貸倒実績率}$$

(注1) ③(1)の法人（適用除外事業者に該当するものを除く。）の繰入限度額は、法定繰入率により計算することができる。

~~(注2) 公益法人等又は協同組合等の繰入限度額は、通常の繰入限度額の110%相当額とする。~~

## 3 適用法人（法52①）❖

次の内国法人をいう。

- (1) 普通法人のうち、その事業年度終了時の資本金の額が1億円以下であるもの（大法人による完全支配関係があるものを除く。）又は資本を有しないもの
- (2) リース取引等に係る金銭債権を有する内国法人
- (3) その他一定の内国法人

## 4 申告要件（法52③④）

①②の規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、確定申告書に損金算入に関する明細の記載がある場合に限り適用する。

## 5 益金算入（法52⑩）❖

①②により損金の額に算入された貸倒引当金勘定の金額は、その事業年度の翌事業年度の益金の額に算入する。

## 6 対象とならない金銭債権（法52⑨、令96⑨）

個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権には、次のものを含まない。

- (1) ③(2)の法人が有するリース取引等に係る金銭債権以外の金銭債権
- (2) 連結法人に対する金銭債権

## 試験研究費の特別控除

重要

## 1 総額に係る税額控除（措法42の4①③）♣

青色申告法人の各事業年度において、損金の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額を控除した金額。以下同じ。）がある場合には、その事業年度の調整前法人税額から、次の金額を控除する。

ただし、その事業年度の調整前法人税額の25%相当額を限度とする。

試験研究費の額×税額控除割合（下記の(注)の割合とするが、設立事業年度等であるときは8.5%）

(注)① 増減試験研究費割合 > 8%の場合

$9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$ （小数点以下3位未満切捨、最高14%）

② 増減試験研究費割合 ≤ 8%の場合

$9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$ （小数点以下3位未満切捨、最低6%）

## 2 研究開発を行う一定のベンチャー企業の場合（措法42の4②）♣

①に規定する法人（大法人による完全支配関係がある普通法人等を除く。）が次の要件を満たす場合には、適用年度における①の規定の適用については、25%とあるのは、40%とする。

(1) 適用年度がその法人の設立の日として一定の日から同日以後10年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当すること。

(2) 適用年度終了の時に純損失等の金額があること。

## 3 中小企業者等の税額控除（措法42の4④⑤）♣

中小企業者等（適用除外事業者該当するものを除く。）の各事業年度（①の適用を受ける事業年度を除く。）において、損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、その事業年度の調整前法人税額からその試験研究費の額に**税額控除割合（12%）**を乗じた金額を控除する。

ただし、その事業年度の調整前法人税額の25%相当額を限度とする。

なお、増減試験研究費割合が8%超の場合は、**税額控除割合は次の割合とし**、上記25%は35%とする。

$12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$ （小数点以下3位未満切捨、最高17%）

#### 4 試験研究費割合が10%超の場合の税額控除割合（措法42の4③⑥）❖

①又は③の適用を受ける事業年度において、試験研究費割合が10%超の場合には、①又は③の税額控除割合は、①又は③の税額控除割合と①又は③の税額控除割合に次の割合を乗じて計算した割合とを合計した割合（①は最高14%。③は最高17%）とする。

$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ （最高10%）

#### 5 試験研究費割合が10%超の場合の税額基準額（措法42の4③⑥）❖

①又は③の適用を受ける事業年度（③の35%の適用を受ける事業年度を除く。）において、試験研究費割合が10%超の場合には、①又は③の25%相当額は、25%相当額に次の金額を加算した金額とする。

$\text{調整前法人税額} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2$ （小数点以下3位未満切捨、最高10%）

#### 6 特別試験研究費の額がある場合（措法42の4⑦）❖

青色申告法人の各事業年度において、損金の額に算入される特別試験研究費の額（①又は③の計算の基礎になったものを除く。）がある場合には、その事業年度の調整前法人税額から、次の金額の合計額を控除する。

ただし、その事業年度の調整前法人税額の10%相当額を限度とする。

- (1) その特別試験研究費の額のうち特別試験研究機関等と共同又はその機関等に委託する試験研究費の額として一定のもの30%相当額
- (2) その特別試験研究費の額のうち他の者と共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であって、革新的なものに係る試験研究費の額として一定のもの25%相当額
- (3) その特別試験研究費の額のうち(1)及び(2)に該当しないもの額の20%相当額

#### 7 給与が増加しなかった場合等の適用除外（措法42の13⑥）

①⑥の規定は、中小企業者等（適用除外事業者該当するものを除く。）以外の法人が、その特定対象年度において次の要件のいずれにも該当しないとき（特定対象年度の所得の金額がその前事業年度の所得の金額以下である一定の場合を除く。）は、適用しない。

- (1) その法人の継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること。
- (2) その法人の国内設備投資額がその当期償却費総額の10%相当額を超えること。

## 8 申告要件（措法42の4⑩）

① ③ ⑥の規定は、確定申告書等（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、修正申告書又は更正請求書を含む。）に控除を受ける金額その他一定の金額及びその明細を記載した書類の添付がある場合に限り、控除額の計算の基礎となる試験研究費の額等は、確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額等を基礎として計算した金額を限度として適用する。

## 株式分配があった場合の主な取扱い（受取配当等の益金不算入等を除く。）

重要

## 1 現物分配法人の取扱い

## (1) 非適格株式分配❖

## ① 譲渡損益（法61の2①）

分配による資産の移転について、分配時の価額による譲渡とされ、有価証券の譲渡については、その譲渡に係る譲渡利益額（(イ)から(ロ)を控除した金額）又は譲渡損失額（(ロ)から(イ)を控除した金額）は、分配の日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

(イ) その有価証券の譲渡時の有償によるその譲渡により通常得べき対価の額

(ロ) その有価証券の譲渡原価の額

## ② 資本金等の額の減少額（令8）

分配直前の資本金等の額に一定の割合を乗じた金額は資本金等の額の減少額とする。

## ③ 利益積立金額の減少額（令9）

交付した完全子法人株式その他の資産の価額の合計額から②の金額を控除した金額は、利益積立金額の減少額とする。

## (2) 適格株式分配❖

## ① 帳簿価額による譲渡（法62の5③）

内国法人が適格株式分配により被現物分配法人その他の株主等にその有する資産の移転をしたときは、適格株式分配の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして、各事業年度の所得の金額を計算する。

## ② 資本金等の額の減少額（令8）

交付した完全子法人株式の交付直前の帳簿価額は、資本金等の額の減少額とする。

## 2 被現物分配法人の取扱い

## (1) 有価証券の取得価額（令119①）

## ① ②以外の場合

取得時における取得のために通常要する価額とする。

## ② 金銭等不交付株式分配の場合

現物分配法人の株式のその分配の直前の帳簿価額に分配割合を乗じて計算した金額（みなし配当の額及び交付費用の額を加算した金額）とする。

## (2) 有価証券の譲渡損益 ❖

### ① みなし譲渡 (法61の2⑧)

株式分配により完全子法人株式その他の資産の交付を受けた場合には、現物分配法人の株式のうち完全子法人株式に対応する部分の譲渡を行ったものとみなす。

### ② 譲渡損益 (法61の2①)

内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額 ((イ)から(ロ)を控除した金額) 又は譲渡損失額 ((ロ)から(イ)を控除した金額) は、分配の日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

(イ) その有価証券の譲渡時の有償によるその譲渡により通常得べき対価の額 (みなし配当の額を控除した金額)

(ロ) その有価証券の譲渡原価の額

### ③ その有価証券の譲渡時の有償によるその譲渡により通常得べき対価の額及び譲渡原価の額 (法61の2⑧)

(イ) (ロ)以外の場合

譲渡原価の額は、現物分配法人の株式の分配直前の帳簿価額に分配割合を乗じて計算した金額とする。

(ロ) 金銭等不交付株式分配の場合

その有価証券の譲渡時の有償によるその譲渡により通常得べき対価の額及び譲渡原価の額は、いずれも現物分配法人の株式の分配直前の帳簿価額に分配割合を乗じて計算した金額とする。

## (3) みなし配当 (法24) ❖

被現物分配法人が非適格株式分配により完全子法人株式その他の金銭等の交付を受けた場合において、その金銭等の額の合計額がその現物分配法人の資本金等の額のうちその交付基因株式等に対応する部分の金額を越えるときは、その越える部分の金額は、剰余金の配当等の額とみなす。

## 3 意 義

### (1) 株式分配 (法22の十五の二) ❖

現物分配 (剰余金の配当等に限る。)のうち、その直前において現物分配法人の保有する完全子法人のその発行済株式等の全部が移転するもの (その現物分配により移転を受ける者がその現物分配の直前においてその現物分配法人との間に完全支配関係がある者のみである場合におけるその現物分配を除く。)をいう。

### (2) 適格株式分配 (法22の十五の三) ❖

完全子法人の株式のみが移転する株式分配のうち、完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配として一定のもの (その株式が現物分配法人の各株主の所有割合に応じて交付されるものに限る。)をいう。

## 公益法人関係税制の概要

### 1 課税所得の範囲及び税率❖

#### (1) 課税所得の範囲（法5、7、令5）

公益法人等に対しては、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

ただし、公益社団法人及び公益財団法人の公益目的事業に係るものについては、この限りでない。

#### (2) 税率（法66、措法42の3の2①）

##### ① 一般社団法人等

23.2%（各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額については15%）

##### ② ①以外の公益法人等

19%（各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額については15%）

### 2 公益法人等に移行する場合

#### (1) 課税所得等の範囲の変更（法10の3①②）

**普通法人又は協同組合等**が公益法人等に該当することとなった場合には、その該当日の前日にその**普通法人又は協同組合等**が解散したものとみなし、その該当日にその公益法人等が設立されたものとみなす。

#### (2) みなし事業年度（法14二十）

普通法人**若しくは協同組合等**が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなった場合には、それぞれの期間をその法人の事業年度とみなす。

その事業年度開始の日からその該当日の前日までの期間及びその該当日からその事業年度終了の日までの期間



### 3 普通法人に移行する場合

#### (1) 所得金額の計算（法64の4①、令131の4①）

公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合には、その該当日前の収益事業以外の事業から生じた累積所得金額又は累積欠損金額相当額は、その該当日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

##### （注1）累積所得金額

該当日の資産の帳簿価額が負債の帳簿価額及び利益積立金額の合計額を超える場合のその超える部分の金額をいう。

##### （注2）累積欠損金額

該当日の負債の帳簿価額及び利益積立金額の合計額が資産の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。

#### (2) みなし事業年度（法14二十）

公益法人等が事業年度の中途において普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった場合には、それぞれの期間をその法人の事業年度とみなす。

その事業年度開始の日からその該当日の前日までの期間及びその該当日からその事業年度終了の日までの期間